

第 19 号

令和2年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和2年度熊本県病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,782,111千円	△105,697千円	1,676,414千円
第1項 医 業 収 益	857,786千円	△154,618千円	703,168千円
第2項 医 業 外 収 益	907,325千円	48,921千円	956,246千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,775,354千円	△100,294千円	1,675,060千円
第1項 医 業 費 用	1,709,747千円	△109,393千円	1,600,354千円
第4項 特 別 損 失	17,000千円	9,099千円	26,099千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	103,000千円	△54,000千円	49,000千円
第1項 企 業 債	103,000千円	△54,000千円	49,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	357,584千円	△54,000千円	303,584千円
第1項 建 設 改 良 費	125,245千円	△54,000千円	71,245千円

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額「103,000千円」を「49,000千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,132,128千円	△107,048千円	1,025,080千円

（債務負担行為）

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和3年度	千円 17,518
情報処理関連業務	令和3年度	9,494

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫